

東海北陸自動車道4車線化の早期実現を求める意見書

東海北陸自動車道は、東海地方と北陸地方を直結し、中部圏の一体的発展を図る上で、極めて重要な骨格的交通網である。

平成20年7月には、念願であった全線が開通し交通量が大幅に増加すると共に、観光客も北陸方面を中心に大幅に増加するなど様々な整備効果を発揮している。

一方、路線の約6割の区間は、未だ高速道路として不完全な暫定2車線区間であり、今年のゴールデンウィークには43キロメートルの大渋滞が発生するなど、観光シーズンや休日を中心に交通渋滞が頻発しており、地域経済への影響が懸念されている。

また、安全性の面からも、中央分離帯が無いことから正面衝突事故など深刻な事故が発生しており、抜本的な対策として、一日も早い4車線化が必要となっている。

そうした中、今年4月には、第4回国土開発幹線自動車道建設会議において、白鳥インターチェンジから飛騨清見インターチェンジ間の4車線化が承認され、国の1次補正予算により事業が採択されたところであるが、9月に誕生した新政権により、地方の意見を十分聞くことなく事業が執行停止されたことは誠に遺憾である。

よって国におかれては、一日も早く事業を復活されるよう次の事項について強く要望する。

記

1. 平成21年度1次補正で採択され、その後、執行停止された白鳥インターチェンジから飛騨清見インターチェンジ間の4車線化について、平成22年度予算で復活すること。
2. 4車線化の実施にあたっては、地方の負担を極力少なくする措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月7日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 国家戦略担当大臣
総務大臣 財務大臣
国土交通大臣 行政刷新担当大臣